



保険・年金

国民健康保険

問合せ 各区役所市民保険年金課、各支所・地域センター
(→P42～49参照)

職場の健康保険に加入している人とその被扶養者や生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度加入者などを除き、市内に住所のある人は全て市の国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険への加入・脱退・変更

国民健康保険への加入は世帯単位の加入となり、世帯主が加入・脱退・変更の届出や保険料支払いの義務を負うことになります。国民健康保険の加入・脱退・変更の場合は、14日以内に届け出をしてください。

届出先 各区役所市民保険年金課、各支所・地域センター・市民サービスセンター

◆70歳以上の人の医療制度

①70歳以上の人(後期高齢者医療制度加入者以外の人)

70歳の誕生月の翌月(1日生まれの人はその月)から負担割合が変更になることがあります。「国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ」を70歳になる月(1日生まれの人はその前月)の下旬にお送りします。

②75歳以上の人

75歳からは後期高齢者医療制度での診療となります。(75歳の誕生日の前月に資格確認書を送付します)

! 65歳以上74歳以下の人で、一定の障害があり、申請により広域連合から認定を受けた人も後期高齢者医療制度での診療となります。

保険料

◆保険料の計算方法

次の①+②+③=保険料です。

- ①所得割額／(総所得金額等－基礎控除)×所得割料率
- ②均等割額／1人当たりの額×被保険者数
- ③平等割額／1世帯当たりの額

◆保険料の納付

保険料は、国民健康保険制度を支える大切な財源です。必ず期限内に納付してください。

国保加入者で40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)がいる世帯は、介護保険分の保険料を国保の保険料と一括して納めていただきます。

納付方法

納付は口座振替が原則ですが、納付書で金融機関などで納付する方法もあります(普通徴収)。

※コンビニエンスストア・岡山市指定のスマートフォン決済での納付も可能です。詳しくはお手元に届く納付書でご確認ください。

また、国民健康保険に加入している被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合は、世帯主の年金から保険料を天引きします(特別徴収)。ただし、次の場合は普通徴収になります。

- ▶世帯主が国民健康保険被保険者以外の場合
- ▶天引き対象となる年金が年額18万円未満の場合
- ▶介護保険料の天引きと合わせた額が、天引き対象となる年金額の2分の1を超える場合
- ▶介護保険料が天引きされていない場合
- ▶口座振替で納付をしている場合(納付状況によっては、特別徴収になる場合もあり)
- ▶特別徴収の世帯において、世帯主が今年度75歳になる場合

よくある質問

Q 65歳になったので、国民年金を受け取りたいのですが

A 老齢基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

受給資格期間(10年以上)を満たしている人には、65歳になる約3カ月前に、日本年金機構から年金請求書が送付されますので、65歳になってから提出してください。提出する際に必要な書類は年金を請求する人の状況によって異なりますので、請求手続きをされる前に、日本年金機構のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

60歳代前半の特別支給の老齢厚生年金を受けている人が65歳になったときは、65歳になる誕生月の初め頃(1日生まれの人は前月の初め頃)に、日本年金機構から送付される年金請求書を提出してください。

◆保険料のお支払いは便利な口座振替で

保険料の納付は、便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

問合せ 料金課 口座振替担当 ☎086-803-1171

Check!

手続き方法は4通り

①金融機関に次のものご持参して申し込み

- ☑ 金融機関の届出印 ☑ 預(貯)金通帳
- ☑ 被保険者番号を確認できるもの(被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせなど)
- ☑ 手続きする人の本人確認書類(運転免許証など)

②口座振替依頼書ハガキで申し込み

ハガキ(納付書などに同封)に必要な事項を記入押印し投函

③Webで申し込み

スマートフォンやパソコンから申し込み



④キャッシュカードを使っでの申し込み

※後期高齢者医療保険料と介護保険料はお取り扱いできません。

金融機関の届出印は不要です。

申込み受付場所

料金課(市役所分庁舎2階)、各区役所市民保険年金課(国保年金係)

※納付義務者(=世帯主)ご本人が本人名義のキャッシュカードをご持参いただければ、その場で申し込みができます。代理の人による申し込みはできません。

用意するもの

☑ 本人確認ができる公的な書類(自動車運転免許証など)

☑ 下記対象金融機関のキャッシュカード(※)

※対象金融機関(申し込み受付場所ではありません)／中国銀行・トマト銀行・おかやま信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・岡山市農協・晴れの国岡山農協のみ

※納付義務者ご本人の普通預(貯)金(総合口座を含む。ゆうちょ銀行は通常貯金)のカードに限ります。

※一部、お取り扱いできないカードがあります。詳しくは上記の金融機関にお尋ねください。

いずれの方法で手続きをしても、口座振替の準備ができると口座振替開始通知書が届きます。それまでは、納付書で保険料を納めてください。



国民健康保険料の納付は、
口座振替が原則です。

安心・便利な口座振替の登録をお願いします。
(年金天引きの対象者を除く)

MEMO

非自発的失業者に係る保険料の軽減制度

離職日時点で65歳未満で、企業の倒産、解雇による離職(雇用保険の特定受給資格者)に該当する人や雇止めによる離職(雇用保険の特定理由離職者)に該当する人(※)は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間、保険料が軽減されます。

なお、非自発的失業者に対する保険料軽減を受けるには、届出が必要です。区役所市民保険年金課または支所の窓口へ雇用保険受給資格者証(資格通知)および本人確認書類、またはマイナンバーカードを持参し、ご相談ください。前年度から引き続き軽減となる人は届け出は不要です。

※雇用保険受給資格者証(資格通知)で特定受給資格者または特定理由離職者であることが確認できる人。雇用保険受給資格者証中、理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人。(理由コードについて詳しくはハローワークへお問い合わせください)「特例受給資格者証」・「高齢受給資格者証」は軽減制度の対象となりません。

国保の給付(主なもの)

必要な手続きは、各区役所市民保険年金課、各支所・地域センター・福祉事務所へ。

◆療養の給付

医療機関の窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、医療費の一部負担金を支払うことによって医療を受けることができます。残りの医療費は国保が負担します。

自己負担割合

- ①70歳以上の人／現役並み所得者3割、一般2割
- ②義務教育就学後～70歳未満の人／3割
- ③義務教育就学前の人／2割

◆高額療養費

医療機関の窓口で支払った1カ月の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を申請により支給します。

◆高額介護合算療養費

年間医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額から500円を超えた場合は、申請により限度額を超えた額を支給します。

◆限度額適用認定証

申請先 問合せ 各区役所 市民保険年金課
各支所・地域センターへ

医療機関に限度額適用認定証を提示した場合、一医療機関ごとの窓口での支払いが限度額までとなります(保険料に未納がある場合は認定証は交付できません。また、70歳以上の人のうち課税所得が基準額以上のときも交付されない場合があります)。

※マイナ保険証を医療機関の窓口で提示する場合は、限度額適用認定証は不要です。

→次ページへ続く

各区問合せ先

北区

→P42

中区

→P44

東区

→P46

南区

→P48



保険・年金

◆療養費

やむを得ない理由でマイナ保険証または資格確認書を提示せず治療を受けた場合などに、費用の全額を支払ったときでも、後で申請し、審査で決定すれば自己負担相当額を除いた額を支給します。

◆出産育児一時金

被保険者が出産したとき、50万円(産科医療補償制度の対象でない場合、48万8千円)を支給します。妊娠12週(85日)以上の流産、死産の場合も支給します(医師の証明書が必要)。国保以外の健康保険に加入している人は、勤務先、健康保険組合、全国健康保険協会へお尋ねください。

◆葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭(火葬のみの場合も含む)を行った人に5万円が支給されます。

保険料の減免相談

問合せ 区役所市民保険年金課、各支所
(→P42~49参照)

災害、事業の倒産、失業などの特別な事情により、保険料の納付が困難な場合は、世帯の状況などによっては、保険料の減免が受けられる場合があります。いろいろなケースが考えられますので、お早めにご相談ください。

保険料の納付相談

問合せ 料金課 ☎086-803-1641~1643

特別な事情がないにも関わらず保険料を滞納すると、差押などの滞納処分を受けたり、延滞金が増加されることがあります。納付期限までに納付が困難なときは、ご相談ください。

介護保険

問合せ 介護保険課 ☎086-803-1240~1242
各福祉事務所(→P42~49参照)
保険料の納付相談=料金課 ☎086-803-1641~1643

介護保険の対象者

- ▶65歳以上の人(第1号被保険者)
- ▶40歳から64歳までの医療保険に加入している人(第2号被保険者)

保険料の納付

◆65歳以上の人(第1号被保険者)

本人の所得や世帯の課税状況などにより保険料の金額が決まります。年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している人は、原則年金から保険料が天引きされます。新たに65歳になった人や転入した人は、天引きとなるまでの間、納付書や口座振替(→P65参照)で納付してください。

※コンビニエンスストア・岡山市指定のスマートフォン決済での納付も可能です。詳しくはお手元に届く納付書でご確認ください。

◆40歳から64歳までの医療保険に加入している人(第2号被保険者)

加入している医療保険へお問い合わせください。

保険料の減免相談

災害、長期入院などの特別な事情により、保険料の納付が困難な場合は、世帯の状況などによっては、保険料の減免が受けられる場合があります。いろいろなケースが考えられますので、お早めに介護保険課または福祉事務所へご相談ください。

保険料の納付相談

特別な事情がないにも関わらず保険料を滞納すると、差押などの滞納処分を受けたり、延滞金が増加されることがあります。納付期限までに納付が困難なときは、料金課にご相談ください。

介護の認定

日常生活において、介護や支援が必要な人が介護サービスを利用するためには、福祉事務所に申請し、認定を受けることが必要です。

よくある質問

Q 後期高齢者医療の資格確認書をなくしてしまったのですが、再発行のときに必要なものは何ですか?

A 次のものをお持ちになって、各区役所市民保険年金課・支所・地域センター・福祉事務所までお越しください。

●本人確認の書類

1つ確認すれば可のもの パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、特別永住者証明書、介護保険被保険者証、年金証書、マイナンバーカードなど官公庁発行の証明書

2つ確認すれば可のもの 病院の診察券、クレジットカード、キャッシュカード、シルバーカードなど氏名が確認できるもの

※代理申請の場合、代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

※成年後見人などによる申請の場合、後見人などであることが確認できるものをお持ちください。

※本人および同じ住民票の同居の家族の場合は、すぐに手渡しができます。

※代理申請の場合は、被保険者および代理人の本人確認書類または委任状(被保険者と代理人の押印必須)があればすぐに手渡しができます。窓口で手渡しできない場合は、郵便での交付になります。

※窓口にお越しいただけない場合は郵送での申請もできますので、医療助成課(☎086-803-1217)までご連絡ください。



認定の申請

福祉事務所または支所に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- ▶ 要介護・要支援認定申請書
 - ▶ 介護保険被保険者証
 - ▶ 健康保険被保険者証
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

要介護認定

訪問調査

認定調査員が本人を訪問し心身の状態など調査します。

主治医の意見書

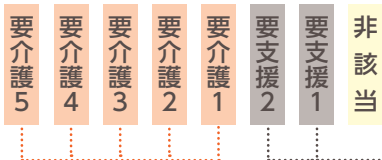
市の依頼により主治医が意見書を作成します。

認定審査

医療・保健・福祉の専門家により審査します。



認定結果



要介護度は7段階に分かれます。「要介護」の方は「介護サービス」を、「要支援」の方は「介護予防サービス」を受けられます。

介護サービス

介護予防サービス

- ▶ 要介護1～5に認定された人は「介護サービス」の対象者に、要支援1・2に認定された人は「介護予防サービス」「サービス・活動事業」の対象者に、介護・支援の必要のない人(非該当)は「サービス・活動事業」、「一般介護予防事業」の対象者になります。
- ▶ 介護サービスはケアマネジャーがいる居宅介護支援事業者がケアプランを作成し、介護予防サービスは地域包括支援センターまたは指定を受けた介護予防支援事業者が介護予防ケアプランを作成します。

利用できるサービス

- は要介護1～5の人が利用できる介護サービス
- ◇は要支援1・2の人が利用できる介護予防サービス
- ☆は要支援2の人が利用できる介護予防サービス
- は原則要介護3～5の人が利用できる介護サービス

◆在宅において利用できるサービス

- 通所介護(デイサービス)
- ◇◇通所リハビリテーション(デイケア)
- 訪問介護(ホームヘルプ)
- ◇◇訪問入浴介護
- ◇◇訪問リハビリテーション
- ◇◇訪問看護
- ◇◇居宅療養管理指導
- ◇◇福祉用具貸与(要支援1・2および要介護1の人については、一部品目に利用制限があります)
- ◇◇福祉用具購入費の支給
- ◇◇住宅改修費の支給
- ◇◇短期入所生活介護
- ◇◇短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◇◇認知症対応型通所介護
- ◇◇小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

◆施設等に入所して利用するサービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ◇◇特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム等)
- ☆認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

→次ページへ続く



保険・年金

支給限度額と利用者負担

要介護状態区分により保険で給付される支給限度額が決められています。支給限度額内であれば、1割から3割の利用者負担でサービスを利用できます。

◆負担割合

▶介護サービスの利用者負担割合について

●65歳以上の人で

右の①②の両方を満たす人	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋年金以外の合計所得金額」が1人の場合で340万円以上、または2人以上いる場合で合計463万円以上	3割負担
右の①②の両方を満たす人で、3割負担とならない人	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋年金以外の合計所得金額」が1人の場合で280万円以上、または2人以上いる場合で合計346万円以上	2割負担
上記以外の人(本人の合計所得金額が160万円未満、本人が市区町村民税非課税者または生活保護受給者など)		1割負担

▶介護保険負担割合証が発行されます

要介護(要支援)認定を受けた人全員に自己負担の割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。

◆在宅サービスの費用について

要介護状態区分	1カ月の支給限度額の目安
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※介護保険施設に入所した場合には、サービス費用の1割から3割と、食費、居住費、日常生活費が利用者負担となります。

◆高額介護サービス費の支給

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が高額になり、上限額を超えたときは、申請により超えた額が高額介護サービス費として後日支給されます。

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計)
市民税課税世帯	課税所得690万円以上	140,100円
	課税所得380万円以上 同690万円未満	93,000円
	課税所得380万円未満	44,400円
市民税非課税世帯	下記以外の非課税世帯の人	24,600円
	課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	15,000円 (個人上限額)
	老齢福祉年金受給の人	
生活保護受給の人		15,000円 (個人上限額)

◆高額医療合算介護サービス費の支給

医療と介護サービス両方を利用している世帯の負担を軽減します。医療保険上の世帯を単位に、医療保険と介護保険の自己負担額を年間で合算し、定められた自己負担限度額を超えたときは、申請により限度額を超えた額が支給されます。

◆介護保険施設入所者等の食費・居住費の負担限度額

介護保険施設の入所者またはショートステイ利用者で市民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)であり、預貯金などの資産が所得段階に応じて設定された基準の金額以下の人は、申請により食費・居住費が減額されます。



サービス・活動事業

問合せ 介護保険課 ☎086-803-1240
各福祉事務所(→P42~49参照)
各地域包括支援センター(→P74参照)

要介護認定で「要支援1・2」と認定された人や、事業対象者と認定された人は、地域包括支援センター等の職員とケアプランを作成した上でサービスを利用できます。

◆訪問型サービス

▶介護予防訪問サービス ▶生活支援訪問サービス

◆通所型サービス

▶介護予防通所サービス ▶生活支援通所サービス

一般介護予防事業

問合せ 地域包括ケア推進課 ☎086-803-1256
各岡山市ふれあい介護予防センター

全ての高齢者を対象に、高齢者が元気を保ち、いきいきとした生活を送るための事業を展開しています。

◆フレイル健康チェック

薬局や、地域の集まりなどの身近な場所でフレイル健康チェックを実施しています。専門職がチェック結果に応じてアドバイスします。

◆あっ晴れ！もも太郎体操の普及

週1回以上介護予防体操に取り組む意欲のあるグループに対して、介護予防センターの職員が実施方法を3回シリーズでお伝えします。

◆介護予防教室

市内全ての中学校区の公民館などで、介護予防センターの職員が、介護予防の講座や体操などを行う教室を開催します。

◆アドバイス訪問事業

介護予防や健康づくりに関心のある人に対して、介護予防センターの職員が自宅へ訪問しアドバイスをを行います(専門的な相談の機会のある人は除きます)。

◆岡山市ふれあい介護予防センター

高齢者が介護予防活動を継続して行えるよう、運動、栄養、口腔などの専門職が、教室や訪問事業を実施しています。

名 称	所 在 地	電話番号
岡山市ふれあい介護予防センター	中区桑野715-2 岡山ふれあいセンター内	☎086-274-5211
岡山市ふれあい介護予防センター北事務所	北区谷万成二丁目6-33 北ふれあいセンター内	☎086-251-6517
岡山市ふれあい介護予防センター南事務所	南区福田690-1 南ふれあいセンター内	☎086-230-0315



保険・年金

よくある質問

Q 後期高齢者医療の資格確認書を住所以外のところに送ってもらえますか？

A 資格確認書や各種申請書などは原則として住民票の住所に送ります。
後期高齢者医療関係書類は普通郵便で転送可能ですので、お近くの郵便局で転送手続きをすることをお勧めします。(郵便局の転送は期限がありますので、ご注意ください。)ただし、入院されたり、長期にわたって親族の家に住んでいるなどの理由により、住所以外の場所に送付を希望される場合は、次のものをお持ちになって、各区役所市民保険年金課・支所・地域センター・福祉事務所までお越しいただき、送付先変更申請の手続きをしてください。

●申請する人の本人確認書類

1つ確認すれば可のもの パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、特別永住者証明書、介護保険被保険者証、年金証書、マイナンバーカード、住基カードなど官公庁発行の証明書

2つ確認すれば可のもの 病院の診察券、クレジットカード、キャッシュカード、シルバーカードなど氏名が確認できるもの

●申請する人が別世帯の人の場合は被保険者本人の同意の印判(認印可)または署名

※申請人が成年後見人などの場合は後見人などであることが確認できるものをお持ちください。

※窓口にお越しいただけない場合は郵送での申請もできますので、医療助成課(☎086-803-1217)までご連絡ください。

後期高齢者医療制度

問合せ 医療助成課 ☎086-803-1217

保険料の納付相談=料金課 ☎086-803-1641~1643

後期高齢者医療制度は、岡山県内全ての市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合が運営全般を行います。市では、保険料の徴収、各種申請・届け出の受け付け、資格確認書等の引き渡しなどの業務を行います。

対象者(被保険者)

- ▶75歳以上の人(加入手続き不要)
- ▶65歳~74歳で一定の障害がある人(申請必要)

保険料

後期高齢者医療の保険料は、均等割額と所得割額の合計額になります。

◆納付方法

年金受給者は、下記の人を除き年金から天引き(特別徴収)となります。

- ▶年金の支給年額が18万円未満の人
- ▶介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超える人
- ▶介護保険料が特別徴収となっていない人
特別徴収とならない人は、納付書または口座振替による納付(普通徴収)となります。
- ▶保険料の軽減
所得水準によって保険料の軽減措置があります。
- ▶保険料の減免

災害、疾病、失業などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合があります。医療助成課にお早めにご相談ください。

※コンビニエンスストア・岡山市指定のスマートフォン決済での納付も可能です。詳しくはお手元に届く納付書でご確認ください。

納付相談

特別な事情がないにも関わらず保険料を滞納すると、差押などの滞納処分を受けたり、延滞金が加算されることがあります。納付期限までに納付が困難なときは、料金課にご相談ください。

◆納付方法の変更

- ▶納付書によりお支払いいただいている人は、口座振替に変更できます。手続きには口座振替依頼書の提出が必要です(▶P65参照)。
- ▶国民健康保険制度から、後期高齢者医療制度に移行された人で口座振替をご希望の場合、改めて口座振替依頼書の提出が必要です(口座振替は引き継ぐことができません)。
- ▶年金天引きでお支払いいただいている人も、申し出により、口座振替に変更できます。手続きには納付方法変更申出書と口座振替依頼書の提出が必要です。

後期高齢者医療制度の給付(主なもの)

◆療養の給付

後期高齢者医療制度にかかる医療費のうち、自己負担を除いた部分を広域連合が負担します。

自己負担割合

1割~3割

※3割負担に該当する人…市民税課税所得(各種控除後)が145万円以上ある被保険者および同一世帯にいる被保険者。ただし、同一世帯の被保険者全員の収入の合計額が、一定額未満の場合、申請をすれば1割または2割負担となります。

◆高額療養費

医療機関に支払った1カ月の自己負担額が、基準の額を超えた場合、後から払い戻されます。振込口座を申請してください(領収書不要)。

◆入院時食事療養費

入院中の食事代のうち、被保険者は定められた額(標準負担額)を支払います。住民税非課税世帯の人は、該当の限度区分を併記した資格確認書を提示すると、負担額が軽減されます。※

◆限度額適用・標準負担額減額認定

住民税非課税世帯の人が申請できます。該当の限度区分を併記した資格確認書を医療機関などの窓口で提示することにより、低額な自己負担限度額・食費・居住費が適用されるため、あらかじめ申請し交付を受けてください。※

◆限度額適用認定

3割負担の人のうち、一定の基準を満たす人が申請できます。該当の限度区分を併記した資格確認書を医療機関などの窓口で提示することにより、1カ月の自己負担額が限度額までになります。あらかじめ申請し交付を受けてください。※

◆療養病床に入院する場合

療養病床に入院する場合、被保険者は定められた額(標準負担額)の食費と居住費を支払います。住民税非課税世帯の人は、該当の限度区分を併記した資格確認書を提示すると、負担額が軽減されます。※

※マイナ保険証を医療機関の窓口で提示する場合は上記の申請は不要です。

◆高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者について、医療保険と介護保険の自己負担額を年間で合算し、定められた自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた額が支給されます。

◆療養費

海外で診療を受けたときや医師が必要と認めた補装具を購入したときは、いったん全額を負担しますが、後で申請し、審査で決定されれば自己負担相当額を除いた額が支給されます。

◆葬祭費

後期高齢者医療制度に加入している被保険者が死亡したときは、葬祭執行者(喪主)に葬祭費5万円が申請により支給されます。

国民年金

問合せ 各区役所市民保険年金課(→P42~49参照)

国内に住む20歳以上60歳未満の人は、老齢・退職年金受給者を除き、すべて国民年金または厚生年金に加入しなければなりません。

また、学生も20歳になったら国民年金への加入が義務付けられています。

国民年金の加入など

第1号被保険者



20歳以上60歳未満の

- 自営業
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第2号被保険者



厚生年金に加入している人

- 会社員
- 公務員

第3号被保険者



20歳以上60歳未満で、第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

国民年金保険料の納付

国民年金の保険料は、原則、年金に加入した月から資格を喪失した日の前月分までを納付します。保険料を納付しないと、将来、年金を受けることができない場合があります。

定額保険料 月額 17,510円(令和7年度)

付加保険料 月額 400円

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例

経済的理由で納付が困難な場合は、免除・猶予申請制度があります。また、学生の場合は、学生納付特例制度による申請をして、承認されれば納付が猶予されます。免除・猶予、学生納付特例が認められると10年以内であれば納付(追納)することができます。

国民年金保険料の産前産後期間の免除

国民年金第1号被保険者が出産した場合(妊娠12週(85日)以上の流産、死産も対象になります。)、産前産後期間の保険料が届け出により免除されます。

免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は、3カ月前から6カ月間)となります。

国民年金の給付

各種年金などを受給するには必ず請求手続きが必要です。

◆老齢基礎年金

保険料の納付期間、免除期間、合算対象期間を合わせて10年(120月)以上の受給資格期間が必要です。

年金の受給は原則65歳からですが、希望により60歳から繰り上げ請求または66歳以後に繰り下げ請求することができます。

年金額(令和7年度) 年額 831,700円

※40年間すべて納付して65歳から受給する場合。

◆付加年金

定額保険料に加えて、付加保険料(月額400円)を納付すると、老齢基礎年金に加算されます。

年金額 納付月数×200円(年額)

◆障害基礎年金

国民年金加入中(年金制度に加入していない60歳以上65歳未満の人を含む)または20歳前に初診のあるけがや病気で一定の障害になった場合に支給されます。保険料納付などの要件があります。

年金額(令和7年度)

1級の障害 年額 1,039,625円

2級の障害 年額 831,700円

◆遺族基礎年金

国民年金加入中(国民年金に加入していた人で60歳以上65歳未満の人を含む)または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したときに、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。亡くなった人の保険料納付期間などの要件があります。

※子とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある子(障害者は20歳未満)です。

年金額(令和7年度)

▶子のある配偶者の場合

年額 1,071,000円(子1人の場合)

▶子に支給する場合

年額 831,700円(子1人の場合)

◆寡婦年金

第1号被保険者および任意加入被保険者としての保険料納付期間と免除期間の合計が10年以上ある夫が、年金を受け取ることなく死亡したとき、生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。婚姻期間などの要件があります。

◆死亡一時金

第1号被保険者および任意加入被保険者として保険料を3年(36月)以上納付した人が、年金を受け取ることなく死亡したとき、遺族に支給されます。寡婦年金や遺族基礎年金を受ける場合は支給されません。